

平成29年1月1日より

雇用保険の適用拡大等について

1. 65歳以上の方も雇用保険の適用対象となります(雇用された時期で扱いが違います)

- ①平成29年1月1日以降に、新たに65歳以上の労働者を雇用した場合
- ②平成28年12月末までに、65歳以上の労働者を雇用し、平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

※上記①②のいずれかに該当し、雇用保険の適用要件(1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上雇用見込みがあること)を満たす場合には、管轄ハローワークに「雇用保険被保険者資格取得届」を提出してください。特に②の場合は提出期限の特例がありますので、平成29年3月31日までに提出してください。

2. 65歳以上の被保険者も教育訓練給付金や介護休業給付金等の支給対象となります。 3. 育児休業・介護休業給付金の要件を見直します

- ①育児休業給付金の対象となる子どもの範囲拡大
- ②介護休業給付金の対象家族の拡大
- ③介護休業の取得回数の緩和
- ④有期契約労働者の育児休業・介護休業給付支給要件の緩和

※詳しくはハローワーク江差(☎52-0178)までお問い合わせいただくか、

厚生労働省HP(<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyoutaiteikyoku/0000136394.pdf>)をご覧ください。



厚生労働省ホームページ
QRコード

平成29年1月1日より

育児・介護休業法および男女雇用機会均等法が改正



育児・介護休業法が平成29年1月1日から改正施行され、より育児・介護と仕事の両立がしやすくなります。

主な内容は次のとおりです。

- ①介護休業が3回を上限として分割取得可能(通算93日)
- ②介護休暇・看護休暇が半日単位で取得可能
- ③介護のための所定労働時間の短縮措置(選択的措置義務)が介護休業とは別に、利用開始から3年の間で2回以上利用可能
- ④介護のための残業免除が新設
- ⑤有期契約労働者の育児休業・介護休業の取得要件の緩和(取得できる対象者が拡大)
- ⑥上司・同僚からのいわゆるマタハラ・パタハラなどを防止する措置を義務づけ等

詳細な改正内容はホームページ

(<http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>)でご確認ください。

◆パタハラとは?(具体例)◆

君だけが早く帰ってチームの和を乱している

そう言われても子供の迎えが...

(注)パタハラ対策プロジェクトの実態調査より

発言

- 「奥さん働かせて自分が休むの?」
- 「父親の出番は今じゃない!」
- 「職場で居場所が無くなって働きづらくなるぞ!」
- 「おまえの娘の発熱で社員が不幸になる!」

不利益待遇

- ・減給・降格
- ・希望しない転勤
- ・昇格停止
- ・退職勧奨される

★有料広告

乙部支店 新築オープン記念
定期預金キャンペーン実施中(11/1~12/30)

地域に感謝!!
近日オープン予定

オープン記念利率!!
店頭金利+0.20%(税引後0.159%)
個人のお客様限定・10~1000万円まで
※詳しくは、店頭まで!お待ちしております!

心のふれあうおつきあい
えんしんきん
かみのくに支店
TEL:55-2616

臨時保育士の募集

- 賃金 月額214,000円 ●勤務時間 7時間45分(午前7:30~午後5:45の間でシフト)
- 休日 土・日・祝日 ●必要な資格 保育士資格 ●お問合わせ 住民課住民環境グループ

